

公定価格の仮単価について

平成26年6月4日

1 . 子ども・子育て支援新制度の施行について

子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法の附則において、「消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する」とされている。

子ども・子育てをめぐるのは、教育・保育の質の維持・向上や深刻な待機児童問題をはじめ、様々な課題を抱えており、その解決が急務であることから、新制度のできるだけ早い施行が望まれている。

このため、政府としては、これまで子ども・子育て支援法の想定する最も早い施行日である平成27年4月の施行を想定して、地方自治体や事業者等の関係者ととも、準備を進めてきた。

今般、公定価格の仮単価の提示や、各自治体において基準の条例案の上程を開始する6月議会を迎えるに当たり、関係者に安心して施行準備を進めていただくため、予定どおり27年4月に施行する方針の下、取り組むこととした。

なお、消費税率10%への引上げの取扱いについては、最終的には経済状況等を総合的に勘案して適切に判断することとしており、この方針に変わりはない。

２．公定価格の仮単価の位置付けについて

公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。

しかしながら、１．のとおり、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するためには、１２月の予算編成を待たず、できる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の仮単価を提示するものである。

その上で、この公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した（資料1-2）。

一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。（この場合、平成27・28年度の公定価格は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の水準と、今般お示しする仮単価の水準の間的水準となることが想定される。）

また、新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。

0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実が図られることとなる。

今般、公定価格の仮単価をお示しすることにより、地方自治体、事業者等の関係者に新制度の準備を更に進めていただくこととし、今後準備を進めていく過程でいただく御意見等については、平成27年度予算の編成過程においてそれらを踏まえて調整を図り、平成27年度の公定価格を確定させていくこととしたい。

3 . 公定価格の仮単価

(1) 公定価格の仮単価

今般提示する公定価格の仮単価は、「資料1 - 2 公定価格仮単価表」であり、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載したものである。

(2) 施設・事業に適用される仮単価の例示

この仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した(次頁~13頁)。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

[施設・事業ごとの公定価格仮単価の例示に係る前提条件]

- ・地域区分 : その他の地域(人件費の地域差を反映した加算がない地域)
- ・定員区分 : 施設型給付については幼稚園・保育所・認定こども園の平均的な規模に該当する定員区分(下枠参照)

【定員区分】

- ・幼稚園 : 「151人~180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・保育所 : 「81人~90人」(保育所の平均的な規模)
- ・認定こども園 : 教育標準時間認定(1号)部分は「106~120人」、保育認定(2号・3号)部分は「51人~60人」
(施設全体を180人程度(認定こども園の平均的な規模)とした上で、利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

地域型保育給付については各事業の平均的(中間的)な規模又は一般的に想定される規模に該当する定員区分(下枠参照)

【定員区分】

- ・家庭的保育・居宅訪問型保育 : 定員区分なし
- ・小規模保育 : 「6人~12人」(6~19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・事業所内保育 : 「6人~12人」(6~19人の中間的な規模:12人が該当)

地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から13頁に示したものは上記の前提による例示である。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）									
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 () (注1)	処遇改善等加算 (注1)		副園長・ 教頭設置 加算	処遇改善 等加算	3歳児配 置改善加 算	処遇改善等加算	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 無し)	処遇改善等 加算	満3歳児対応教 諭配置加算(3歳 児配置改善加算 有り)	処遇改善等 加算
その他 地域	151人から 180人まで	1号	4歳以上児	25,070 (31,280)	+	230 (290) × 加算率	+	550	+	^(注1) (6,210) (60 × 加算率)	+	43,500	+	430 × 加算率
			3歳児	31,280	+	290 × 加算率		+	5 × 加算率	+	6,210 (60 × 加算率)		+	37,290 + 370 × 加算率

加算部分1（続き）						調整部分				
チーム 保育加配加 算 (注2)	処遇改善等 加算	通園送迎 加算	処遇改善等 加算	給食実施加算	処遇改善等加算	外部監査費加算	年齢別配置基準 を下回る場合	定員を恒常的に超 過する場合		
+	2,070 + 20 × 加算率	+	500 + 5 × 加算率	+	190 × 過当たり 実施日数 + 1 × 過当たり 実施日数 × 加算率	+	3,110 3月分の単価に加算	-	(2,070 + 20 × 加算率) × 人数	(~) × 91/100

加算部分2

主幹教諭等専任加算	基本額 (108,530 +)	処遇改善等加算 1,080 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷ 各月初日の利用子ども数
子育て支援活動費加算	基本額 (4,050 +)	処遇改善等加算 40 × 加算率)	各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷ 各月初日の利用子ども数
療育支援加算	A	基本額 (36,570 +)	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 (24,380 +)	
冷暖房費加算	1級地	1,650	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	
	3級地	1,460	
学校関係者評価加算	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整()の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)

() 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)を含む。

【保育所（保育認定（2号・3号））[90人]】

赤字：質改善事項

基本部分（1）				加算部分1（続く）									
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分		処遇改善等加算		所長設置加算	処遇改善等加算	3歳児配置改善加算	処遇改善等加算		
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定						
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,730 (42,890)	32,000 (38,160)	290 (350) × 加算率	250 (310) × 加算率	4,780	40 × 加算率	(注) (6,160)	(60 × 加算率)		
			3歳児	42,890 (89,230)	38,160 (84,500)	350 (780) × 加算率	310 (740) × 加算率			6,160	60 × 加算率		
		3号	1、2歳児	89,230 (150,820)	84,500 (146,090)	780 (1,390) × 加算率	740 (1,350) × 加算率						
			乳児	150,820	146,090	1,390 × 加算率	1,350 × 加算率						

加算部分1（続き）				調整部分				
休日保育加算	処遇改善等加算	夜間保育加算	処遇改善等加算	減価償却費加算	賃借料加算	分園の場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	10,980 (9,340) + 40 × 加算率	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 標準地域単価	a地域 2,300 b地域 2,200 c地域 2,100 d地域 2,000 標準地域単価	(+ +) × 10/100	(+ +) × 9/100	(~) × 91/100

主任保育士専任加算（2）	基本額 (248,150 +) 処遇改善等加算 2,480 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	A 基本額 (49,870 +) 処遇改善等加算 490 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数 B 基本額 (33,250 +) 処遇改善等加算 330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
事務職員雇上費加算	基本額 (46,100 +) 処遇改善等加算 460 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	1 級 地 1,650 4 級 地 1,150 2 級 地 1,480 その他地域 110 3 級 地 1,460	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
除雪費加算	5,950	3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (1) 質の改善事項における研修代替要員費(非常勤年2日分)を含む。
 (2) 質の改善事項における子育て支援活動費を含む。

加算部分2

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔120人〕】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）																																					
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価（1）		処遇改善等加算		副園長・教頭設置加算		学級編制調整加配加算		3歳児配置改善加算		満3歳児対応教諭配置改善加算（3歳児配置改善加算無し）		満3歳児対応教諭配置改善加算（3歳児配置改善加算有り）																									
					(注1)	(注1)																																			
その他地域	106人から120人まで	1号	4歳以上児	22,020	(28,230)	+	200	(260)	×	加算率	+	830	+	8	×	加算率	+	3,100	+	30	×	加算率	+	(注2)	(6,210)	+	(60	×	加算率)	+	43,500	+	430	×	加算率	+	37,290	+	370	×	加算率
			3歳児	28,230		+	260		×	加算率																															

加算部分1（続き）					調整部分																																											
チーム保育加配加算（注2）	処遇改善等加算	通園送迎加算	処遇改善等加算	給食実施加算	処遇改善等加算	外部監査費加算	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	年齢別配置基準を下回る場合	職員配置基準上求められる職員資格を有しない場合	定員を恒常的に超過する場合																																						
+	3,100	+	30	×	加算率	+	650	+	6	×	加算率	+	230	×	週当たり実施日数	+	2	×	週当たり実施日数	×	加算率	+	認定こども園全体の利用定員151人～180人 3,110 3月分の単価に加算	-	(930	+	9	×	加算率)	-	(3,100	+	30	×	加算率)	×	人数	-	(2,110	+	20	×	加算率)	×	人数	(~)	×	94/100

療育支援加算 ⁽²⁾	A	基本額 18,280 + 処遇改善等加算 180 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	
	B	基本額 12,190 + 処遇改善等加算 120 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数		
事務職員雇上費加算		基本額 (78,020 + 780 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数	認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算	
冷暖房費加算	1級地	1,650	4級地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	その他地域	110	
	3級地	1,460			
学校関係者評価加算 ⁽²⁾		29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
除雪費加算		5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算 ⁽²⁾		73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算 ⁽²⁾		75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
小学校接続加算 ⁽²⁾		48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算 ⁽²⁾		75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（注2）チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）

（1）質の改善事項における事務負担への対応（非常勤週2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む

（2）1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（保育認定（2号・3号））〔60人〕】

赤字：質改善事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本部分（ ）				加算部分1（続く）								
				保育必要量区分				処遇改善等加算				3歳児配置改善加算	処遇改善等加算	休日保育加算	処遇改善等加算	
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定						
				基本分単価（注1）	基本分単価（注1）	（注1）	（注1）	（注）	（60 × 加算率）	6,160	60 × 加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数		
その他地域	51人から60人まで	2号	4歳以上児	54,810	(60,970)	47,730	(53,890)	+	480	(540) × 加算率	400	(460) × 加算率	+	(6,160)	(60 × 加算率)	
			3歳児	60,970	(107,310)	53,890	(100,230)	+	540	(970) × 加算率	460	(890) × 加算率	+	6,160	60 × 加算率	
		3号	1、2歳児	107,310	(168,900)	100,230	(161,820)	+	970	(1,580) × 加算率	890	(1,500) × 加算率				
			乳児	168,900		161,820		+	1,580	× 加算率	1,500	× 加算率				

加算部分1（続き）				調整部分							
夜間保育加算	処遇改善等加算	減価償却費加算	賃借料加算	外部監査費加算	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合	分園の場合	常態的に土曜日に閉所する場合	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	年齢別配置基準を下回る場合	配置基準上求められる職員資格を有しない場合	定員を恒常的に超過する場合
(注)				(2)							
+ 13,200	+ 60 × 加算率	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 標準地域単価	a地域 2,700 b地域 2,600 c地域 2,400 d地域 2,300 標準地域単価	認定こども園全体の利用定員 151人~180人 3,110 3月分の単価に加算	(3,570 + 30 × 加算率)	(+) × 10/100	(+ +) × 7/100	2,050 + 20 × 加算率	(6,160 + 60 × 加算率) × 人数	(3,470 + 30 × 加算率) × 人数	(~) × 90/100
+ 11,560											

加算部分2

療育支援加算(注2)	A	基本額 24,930 + 処遇改善等加算 240 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	基本額 16,620 + 処遇改善等加算 160 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	4級地 1,150 その他地域 110	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域	
学校関係者評価加算(注2)	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
除雪費加算	5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算(注2)	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算	
	800時間以上 1200時間未満	760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
	1200時間以上	1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
施設機能強化推進費加算(注2)	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
小学校接続加算(注2)	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算(注2)	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（外部監査加算については、認定こども園全体（1号~3号）の利用定員の規模に応じた費用）を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整）
 () 質の改善事項における研修代替要員費（非常勤年2日分）及び子育て支援活動費を含む。

【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）					
地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価	処遇改善等加算	資格保有者加算	処遇改善等加算	家庭的保育補助者加算	処遇改善等加算	家庭的保育支援加算
その他地域	3号	保育標準時間認定	149,920	1,410 × 加算率	4,460	40 × 加算率	利用子どもが4人以上の場合 28,270	利用子どもが4人以上の場合 280 × 加算率	43,070
		保育短時間認定					3人以下の場合 24,070	3人以下の場合 240 × 加算率	

加算部分1（続き）				調整部分		
障害児保育加算	処遇改善等加算	減価償却費加算	賃借料加算	連携施設を設定しない場合	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に行わない場合
+ 35,340	+ 350 × 加算率	A地域 8,200 B地域 7,800 C地域 7,400 D地域 7,000 標準地域単価	a地域 9,500 b地域 9,000 c地域 8,600 d地域 8,100 標準地域単価	- 6,170	(+ +) × 21 / 100	- 5,010
					(+ +) × 22 / 100	- 4,080

特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

冷暖房費加算	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号） 第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2 級 地	1,480	その他地域	110	
	3 級 地	1,460			
除雪費加算	5,950			3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	

加算部分2

【小規模保育事業A型（保育認定（3号））〔12人〕】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）					
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分		処遇改善等加算		管理者設置加算	処遇改善等加算
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定		
				基本分単価（注）	基本分単価（注）	（注）	（注）		
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	145,750 (207,450)	141,120 (202,820)	1,350 (1,960) × 加算率	1,310 (1,920) × 加算率	30,130	300 × 加算率
			乳児	207,450	202,820	1,960 × 加算率	1,920 × 加算率		

加算部分1（続き）						調整部分					
障害児保育加算	処遇改善等加算	休日保育加算	処遇改善等加算	夜間保育加算	処遇改善等加算	減価償却費加算	賃借料加算	連携施設を設定しない場合	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
(注)	(注)	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	38,170 + 330 × 加算率	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 標準地域単価	a地域 3,800 b地域 3,600 c地域 3,400 d地域 3,200 標準地域単価	2,050	(+ +) × 12 / 100	(+ +) × 9 / 100	(-) × 82 / 100
+ 123,410 (61,700)	+ 1,230 (610) × 加算率										
+ 61,700	+ 610 × 加算率										

特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

加算部分2	冷暖房費加算		次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	1級地	4級地	
	1,650	1,150	
	2級地 1,480	その他地域 110	
	3級地 1,460		
除雪費加算	5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

【小規模保育事業B型（保育認定（3号））〔12人〕】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）																		
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分		処遇改善等加算		管理者設置加算	処遇改善等加算	保育士比率向上加算		処遇改善等加算										
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定			保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定									
				基本分単価	(注)	基本分単価	(注)			(注)	(注)	(注)	(注)									
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	119,730	(164,090)	115,100	(159,460)	+	1,090	(1,530) × 加算率	1,050	(1,490) × 加算率	+	30,130	+	300 × 加算率	+	13,010	(21,680)	+	130	(220) × 加算率
			乳児	164,090		159,460		+	1,530	× 加算率	1,490	× 加算率	+		+		+	21,680		+	220	× 加算率

加算部分1（続き）				調整部分								
障害児保育加算	処遇改善等加算	休日保育加算	処遇改善等加算	夜間保育加算	処遇改善等加算	減価償却費加算	賃借料加算	連携施設を設定しない場合	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合	
(注)	(注)											
+	88,720 (44,360) + 880 (440) × 加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 172,830	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 1,720 × 加算率	+	38,170 + 330 × 加算率	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 標準地域単価	a地域 3,800 b地域 3,600 c地域 3,400 d地域 3,200 標準地域単価	-	2,050 - (+ +) × 14 / 100	-	(+ +) × 11 / 100	(~) × 81 / 100
+	44,360 + 440 × 加算率			+								

特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

冷暖房費加算	1級地 1,650	4級地 1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地 1,480	その他地域 110	
	3級地 1,460		
除雪費加算	5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算

加算部分2

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

【小規模保育事業C型（保育認定（3号））〔10人〕】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）						
地域区分	定員区分	認定区分	保育必要量区分		処遇改善等加算		管理者設置加算	処遇改善等加算	資格保有者加算	処遇改善等加算
			保育標準時間認定 基本分単価	保育短時間認定 基本分単価	保育標準時間認定	保育短時間認定				
その他地域	6人から10人まで	3号	141,120	135,570	$1,310 \times \text{加算率}$	$1,250 \times \text{加算率}$	36,150	$360 \times \text{加算率}$	1人 1,780 2人 3,560	1人 $10 \times \text{加算率}$ 2人 $20 \times \text{加算率}$

加算部分1（続き）				調整部分			
障害児保育加算	処遇改善等加算	減価償却費加算	賃借料加算	連携施設を設定しない場合	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
$+ 35,230$	$+ 350 \times \text{加算率}$	A地域 3,300 B地域 3,100 C地域 2,900 D地域 2,800 標準地域単価	a地域 4,500 b地域 4,300 c地域 4,100 d地域 3,900 標準地域単価	$- 2,460$	$- (\quad) \times 10 / 100$	$- (\quad + \quad) \times 11 / 100$	$(\quad \sim \quad) \times 90 / 100$
特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算							

冷暖房費加算	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他地域：1 級地から 4 級地以外の地域
	2 級 地	1,480	その他地域	110	
	3 級 地	1,460			
除雪費加算	5,950			3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	$146,850 \div 3$ 月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	$150,000$ （限度額） $\div 3$ 月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	$120,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算	$150,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	

加算部分2

【事業所内保育事業（保育認定（3号））[小規模保育事業B型の基準が適用される事業所][12人]】

赤字：質改善事項

基本部分						加算部分1（続く）							
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量区分		従業員枠の子どもの場合	処遇改善等加算		管理者設置加算	処遇改善等加算	保育士比率向上加算		処遇改善等加算
				保育標準時間認定	保育短時間認定		保育標準時間認定	保育短時間認定			保育士比率向上加算	処遇改善等加算	
				基本分単価（注）	基本分単価（注）		（注）	（注）			（注）	（注）	
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	119,730 (164,090)	115,100 (159,460)	× 84/100	1,090 (1,530) × 加算率	1,050 (1,490) × 加算率	30,130 + 300 × 加算率		13,010 (21,680)	130 (220) × 加算率	
			乳児	164,090	159,460		1,530 × 加算率	1,490 × 加算率			21,680	220 × 加算率	

加算部分1（続き）						調整部分									
障害児保育加算		処遇改善等加算		休日保育加算		夜間保育加算		連携施設を設定しない場合		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合		常態的に土曜日に閉所する場合		定員を恒常的に超過する場合	
（注）		（注）		処遇改善等加算		処遇改善等加算									
+ 88,720 (44,360) + 880 (440) × 加算率				休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 172,830 + 1,720 × 加算率		各月初日の利用子ども数		+ 38,170 + 330 × 加算率		- 2,050 - (() + ()) × 14 / 100		- (() + ()) × 11 / 100		(~) × 80 / 100	
+ 44,360 + 440 × 加算率															

特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

加算部分2	冷暖房費加算		次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	1級地	4級地	
	1,650	1,150	
	1,480	110	
	1,460		
	除雪費加算 5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算 120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算 150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

【居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）						
地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価	処遇改善等加算		資格保有者加算	処遇改善等加算		休日保育加算	処遇改善等加算
その他地域	3号	保育標準時間認定	400,840	4,000 × 加算率		17,870	170 × 加算率		15,220	150 × 加算率
		保育短時間認定	345,340	3,450 × 加算率						

加算部分1（続き）				調整部分			
夜間保育加算		処遇改善等加算		連携施設加算		常態的に土曜日に行わない場合	
				障害・疾病のある子どもを保育する場合		それ以外の場合	
+ 35,700		+ 350 × 加算率		+ 39,380		+ 24,680	
						- (+ +) × 9/100	
						- (+ +) × 8/100	

加算部分2

第三者評価受審加算	150,000	3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---------	------------------

< 参考 > 「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前の仮単価

2.(2頁)のとおり、今般提示する公定価格の仮単価は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した。

この際、地方自治体・事業者等の関係者の参考となるよう、「0.7兆円の範囲で実施する事項」により、どのような改善が図られるのかを明らかにすることとし、比較の基となる「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前の仮単価を、「参考資料「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前の仮単価表」(以下、「質改善前の仮単価表」という。)としてお示しする。

質改善前の仮単価表は、資料1 - 2の仮単価表と同様の構造である。

質改善前の仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した(次頁～24頁)。

例示に当たっての前提条件は、資料1 - 2の仮単価表に係る例示に当たっての前提条件(3頁)と同じである。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

基本部分					加算部分1（続く）					
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注1)	処遇改善等加算 (注1)		副園長・ 教頭設置 加算	処遇改善 等加算	満3歳児対 応教諭配置 加算	処遇改善等 加算
その他 地域	151人から 180人まで	1号	4歳以上児	24,860 (31,070)	230	(290) × 加算率	550	5 × 加算率	43,500	430 × 加算率
			3歳児	31,070	290 × 加算率					

加算部分1（続き）						調整部分		
チーム 保育加配加 算 (注2)	処遇改善等 加算	通園送迎 加算	処遇改善等 加算	給食実施加算	処遇改善等加算	外部監査費加算	年齢別配置基準 を下回る場合	定員を恒常的に超 過する場合
+ 2,070	+ 20 × 加算率	+ 500	+ 5 × 加算率	+ 190 × 週当たり 実施日数	+ 1 × 週当たり 実施日数 × 加算率	+ 3,110 3月分の単価に加算	- (2,070 + 20 × 加算率) × 人数	(~) × 91/100

加算部分2

冷暖房費加算	1級地	1,650	4級地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	その他地域	110	
	3級地	1,460			
学校関係者評価加算	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
除雪費加算	5,950			3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（注2）チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）

【保育所（保育認定（2号・3号））[90人]】

基本部分				加算部分1（続く）										
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注)		処遇改善等加算 (注)		所長設置加算	処遇改善等加算					
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	31,750	(37,880)	+	250	(310)	+	4,780	+	40	×加算率	
			3歳児	37,880	(83,980)	+	310	(740)						×加算率
		3号	1、2歳児	83,980	(145,320)	+	740	(1,350)						×加算率
			乳児	145,320		+	1,350							×加算率

加算部分1（続き）				調整部分											
休日保育加算 処遇改善等加算		夜間保育加算 処遇改善等加算		分園の場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合									
+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 ×加算率	÷	各月初日の利用子ども数	+	10,850 (9,240)	+	40 ×加算率	-	(+ +) × 10/100	-	(+ +) × 9/100	-	(~) × 91/100

加算部分2	主任保育士専任加算	基本額 (244,090 +	処遇改善等加算 2,440 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算
	事務職員雇上費加算	基本額 (46,100 +	処遇改善等加算 460 × 加算率)	÷ 各月初日の利用子ども数	各月初日の利用子どもの単価に加算
	冷暖房費加算	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	以下	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他地域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,480	その他地域 110		
		3 級 地 1,460			
	除雪費加算	5,840			3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算
	入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	448,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算	
		800時間以上1200時間未満	746,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
		1200時間以上	1,045,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔120人〕】

基本部分				加算部分1（続く）							
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (1)	処遇改善等加算 (注1)	副園長・ 教頭設置 加算	処遇改善 等加算	学級編制 調整加配 加算	処遇改善 等加算	満3歳児対応教 諭配置加算	処遇改善等 加算
その他 地域	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	21,840	(28,050) +	200	(260) × 加算率	830	8 × 加算率	3,100	30 × 加算率
			3歳児	28,050							

加算部分1（続き）					調整部分					
チーム 保育加配加 算 (注2)	処遇改善等 加算	通園送迎 加算	処遇改善等 加算	給食実施加算	処遇改善等加算	外部監査費加算 (2)	主幹教諭等の専任 化により子育て支 援の取組みを実施 していない場合	年齢別配置基準 を下回る場合	職員配置基準上 求められる職員 資格を有しない 場合	定員を恒常的に 超過する場合
+ 3,100	+ 30 × 加算率	+ 650	+ 6 × 加算率	+ 230 × 適当たり 実施日数	+ 2 × 適当たり 実施日数 × 加算率	+ 認定こども園全体 の利用定員 151人～180人 3,110 3月分の単価に 加算	- (930 + 9 × 加算率)	- (3,100 + 30 × 加算率) × 人数	- (2,110 + 20 × 加算率) × 人数	(~) × 94/100

加算部分2	事務職員雇上費加算	基本額 (78,020 + 780 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算	認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算		
	冷暖房費加算	1級地	1,650	4級地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地	1,480	その他地域	110	
		3級地	1,460			
	学校関係者評価加算 ⁽²⁾	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算		
	除雪費加算	5,950		3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算 ⁽²⁾	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算			
施設機能強化推進費加算 ⁽²⁾	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算			

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）

(1) 主幹教諭等専任加算を含む

(2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（保育認定（2号・3号））〔60人〕】

基本部分					加算部分1（続く）				
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注)	処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 処遇改善等加算		
その他地域	51人から60人まで	2号	4歳以上児	47,140 (53,270)	+	400 (460)	×	加算率	各月初日の利用子ども数 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 216,500 + ~ 209人 2,160 × 加算率
			3歳児	53,270 (99,370)	+	460 (890)	×	加算率	
		3号	1、2歳児	99,370 (160,710)	+	890 (1,500)	×	加算率	
			乳児	160,710	+	1,500	×	加算率	

加算部分1（続き）			調整部分						
夜間保育加算 (注)	外部監査費加算 (2)	認定こども園全体の利用定員 151人~180人 3,110 3月分の単価に加算	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 (3,080 + 30 × 加算率)	分園の場合 (+) × 10/100	常態的に土曜日に閉所する場合 (+ +) × 7/100	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 (2,030 + 20 × 加算率)	年齢別配置基準を下回る場合 (6,130 + 60 × 加算率) × 人数	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 (3,440 + 30 × 加算率) × 人数	定員を恒常的に超過する場合 (~) × 91/100
+ 13,060 (11,450)	+ 60 × 加算率								
+ 11,450									

加算部分2

冷暖房費加算	1級地	1,650	4級地	1,150	以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	その他地域	110	
	3級地	1,460			
学校関係者評価加算(注2)	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
除雪費加算	5,840			3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算(注2)	72,090 ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	448,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 3月初日の利用子どもの単価に加算	
	800時間以上1200時間未満	746,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
	1200時間以上	1,045,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算(注2)	75,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（外部監査加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整）

【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

基本部分			加算部分 1（続く）					
地域区分	認定区分	基本分単価	処遇改善等加算	資格保有者加算	処遇改善等加算	家庭的保育補助者加算	処遇改善等加算	家庭的保育支援加算
その他地域	3号	143,390	$1,350 \times \text{加算率}$	4,460	$40 \times \text{加算率}$	利用子どもが4人以上の場合 28,250 3人以下の場合 24,030	利用子どもが4人以上の場合 $280 \times \text{加算率}$ 3人以下の場合 $240 \times \text{加算率}$	37,380

調整部分	
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に行わない場合
$(\quad + \quad + \quad) \times 23 / 100$	4,050

加算部分 2	冷暖房費加算	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	4 級 地 1,150 その他地域 110	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他地域：1 級地から 4 級地以外の地域
	除雪費加算	5,840		3 月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	$144,180 \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$		3 月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	$150,000 \text{ (限度額)} \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$		3 月初日の利用子どもの単価に加算

【小規模保育事業A型（保育認定（3号））〔12人〕】

基本部分					加算部分1（続く）			
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注)	処遇改善等加算 (注)		管理者設置加算	処遇改善等加算
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	138,110 (199,550) +	1,280 (1,890) × 加算率	+ 30,120 +	300 × 加算率	
			乳児	199,550 +	1,890 × 加算率			

加算部分1（続き）				調整部分		
休日保育加算	処遇改善等加算	夜間保育加算	処遇改善等加算	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
+ 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 216,500	+ 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 2,160 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	+ 37,970 + 330 × 加算率	- (+ +) × 12 / 100	- (+ +) × 7 / 100	(~) × 82 / 100

加算部分2	冷暖房費加算	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	4 級 地 1,150 その他地域 110	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算	5,840		3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

【小規模保育事業B型（保育認定（3号））〔12人〕】

基本部分					加算部分1（続く）					
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注)	処遇改善等加算 (注)		管理者設置加算	処遇改善等加算	保育士比率向上加算 (注)	処遇改善等加算 (注)
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	112,150 (156,290)	+	1,020 (1,460) × 加算率	30,120	300 × 加算率	+	12,980 (21,630) + 130 (210) × 加算率
			乳児	156,290	+	1,460 × 加算率			+	21,630 + 210 × 加算率

加算部分1（続き）				調整部分											
休日保育加算 処遇改善等加算		夜間保育加算 処遇改善等加算		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常に超過する場合									
+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 172,830	+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 1,720 × 加算率	÷	各月初日の利用子ども数	+	37,970	+	330 × 加算率	-	(+ +) × 15 / 100	-	(+ +) × 10 / 100	-	(~) × 81 / 100

加算部分2	冷暖房費加算	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他地域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	その他地域	110	
		3 級 地	1,460			
	除雪費加算	5,840				3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	144,180 ÷ 3 月初日の利用子ども数				3 月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数				3 月初日の利用子どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

【小規模保育事業C型（保育認定（3号））〔10人〕】

基本部分			加算部分1（続く）					
地域区分	定員区分	認定区分	基本分単価	処遇改善等加算	管理者設置加算	処遇改善等加算	資格保有者加算	処遇改善等加算
その他地域	6人から10人まで	3号	131,960	$1,220 \times \text{加算率}$	36,140	$360 \times \text{加算率}$	1人 1,780 2人 3,560	1人 $10 \times \text{加算率}$ 2人 $20 \times \text{加算率}$

調整部分		
食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	常態的に土曜日に閉所する場合	定員を恒常的に超過する場合
$(+)$ $\times 10 / 100$	$(+)$ $\times 10 / 100$	(\sim) $\times 91 / 100$

加算部分2

冷暖房費加算	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
	2 級 地	1,480	その他 地 域	110	
	3 級 地	1,460			
除雪費加算	5,840			3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	$144,180 \div 3$ 月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	$150,000$ （限度額） $\div 3$ 月初日の利用子ども数			3月初日の利用子どもの単価に加算	

【事業所内保育事業（保育認定（3号））[小規模保育事業B型の基準が適用される事業所][12人]】

基本部分						加算部分1（続く）					
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注)	従業員枠の 子どもの 場合	処遇改善等加算 (注)	管理者 設置加算	処遇改善等 加算	保育士比率向上加 算	処遇改善等加算 (注)	
その他 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	112,150 (156,290)	× 84/100	+ 1,020 (1,460) × 加算率	30,120	300 × 加算率	+ 12,980 (21,630)	+ 130 (210) × 加算率	
			乳児	156,290		+ 1,460 × 加算率			+ 21,630	+ 210 × 加算率	

加算部分1（続き）				調整部分		
休日保育加算	処遇改善等加算	夜間保育加算	処遇改善等加算	食事の提供について 自園調理又は連携施設等からの搬入以外の 方法による場合	常態的に土曜日に 閉所する場合	定員を恒常的に 超過する場合
+ 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 172,830	+ 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 209人 1,720 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	+ 37,970 + 330 × 加算率	- () + () × 15/100	- () + () × 10/100	(~) × 80/100

加算部分2	冷暖房費加算	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	4 級 地 1,150 その他地域 110	次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条 第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他地域：1 級地から 4 級地以外の地域
	除雪費加算	5,840		3 月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	144,180 ÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	150,000（限度額）÷ 3 月初日の利用子ども数		3 月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

【居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））】

基本部分			加算部分1（続く）					
地域区分	認定区分	基本分単価	処遇改善等加算	資格保有者加算	処遇改善等加算	休日保育加算	処遇改善等加算	
その他地域	3号	343,820	$3,430 \times \text{加算率}$	17,870	$170 \times \text{加算率}$	15,220	$150 \times \text{加算率}$	

加算部分1（続き）	調整部分
夜間保育加算 処遇改善等加算	常態的に土曜日に行わない場合
$+ 35,700 + 350 \times \text{加算率}$	$- (\quad + \quad + \quad) \times 8/100$

質改善による仮単価の比較

地方自治体・事業者等の関係者の参考となるよう、1つの施設・事業から見て、「0.7兆円の範囲で実施する事項」によりどの程度の質改善が行われるかを、比較表の形で次頁から32頁にお示しする。

これらの比較表は、「公定価格仮単価の例示」(4頁～13頁)と「質改善前の仮単価表の例示」(15頁～24頁)について、1つの施設・事業に着目して作成した例示である。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

〔 比較表の前提条件 〕

- ・ 地域区分 : その他の地域 (人件費の地域差を反映した加算がない地域)
- ・ 定員区分 : 下枠のとおり

【施設型給付の利用定員】

- ・ 幼稚園 : 「180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・ 保育所 : 「90人」(保育所の平均的な規模)
- ・ 認定こども園 : 施設全体:「180人」(教育標準時間認定(1号)部分:「120人」・保育認定(2号・3号)部分:「60人」)
(平均的な規模の認定こども園の利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

【地域型保育給付の利用定員】

- ・ 家庭的保育 : 「4人」
- ・ 小規模保育 : 「12人」(6～19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・ 事業所内保育 : 「12人」(6～19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・ 居宅訪問型保育 : 「1人」

地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から32頁に示したものは上記の前提条件の下での例示である。

- * なお、今般お示しする仮単価(資料1-2と参考資料)を用いて、各施設・事業者において、それぞれの施設等の実情に合わせて質改善前後の比較試算を行うことが可能である。

< 幼稚園 > 仮単価の単価表に基づいた 1 施設当たりの公定価格の総額・比較表

180人（私立幼稚園の平均的な規模）とした上で、現在の園児の学齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		園児数	構成割合
4 歳 以上 児	30 : 1	1 2 2 人	68.1%
3 歳 児	20 : 1	5 4 人	29.8%
満 3 歳 児		4 人	2.1%
合計		1 8 0 人	100.0%

地域区分：その他地域

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価()	58,020千円	58,473千円	・事務負担への対応（非常勤職員週2日）を基本額へ組み込み
処遇改善()	5,386千円(10%)	7,001千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(~)	16,440千円	21,375千円	・副園長・教頭設置加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2(~)	59千円	2,109千円	・学校関係者評価加算 ・療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	79,905千円	88,960千円	・増加額:9,054千円(11.3%)

< 保育所 > 仮単価の単価表に基づいた 1 施設当たりの公定価格の総額・比較表

90人（私立保育所の平均的な規模）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児（30：1）	34人	38.3%
3歳児（20：1）	18人	19.7%
1、2歳児（6：1）	30人	33.3%
乳児（3：1）	8人	8.7%
合計	90人	100.0%

地域区分：その他地域

保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価()	65,320千円	69,319千円	・保育標準時間への対応を基本額へ組み込み
処遇改善()	5,650千円(10%)	7,738千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(~)	5,594千円	7,223千円	・所長設置加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2(~)	3,823千円	4,783千円	・主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算 ・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	80,387千円	89,063千円	・増加額：8,676千円(10.8%)

<認定こども園> 仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

180人(認定こども園の平均的な規模)とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	1号	2、3号	構成割合
4歳以上児 (30:1)	106人	81人	25人	58.9%
3歳児 (20:1)	49人	36人	13人	27.2%
1、2歳児 (6:1)	20人	3人	17人	11.1%
乳児 (3:1)	5人		5人	2.8%
合計	180人	120人	60人	100.0%

1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

地域区分：その他地域

保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価 (1号：、2・3号：)	86,722千円	91,065千円	・事務負担への対応(非常勤職員週2日)、保育標準時間認定への対応等を基本額へ組み込み
処遇改善 (1号：、2・3号：)	7,794千円(10%)	10,656千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1 (1号：～、2・3号：～)	20,381千円	25,006千円	・副園長・教頭設置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2 (1号：～、2・3号～)	1,080千円	1,707千円	・事務職員雇上費加算、学校関係者評価加算 ・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	115,978千円	128,434千円	・増加額：12,456千円(10.7%)

< 家庭的保育事業 > 公定価格の単価表に基づいた 1 事業所当たりの公定価格の総額・比較表

現行の家庭的保育事業の平均的な利用児童数（4人）を踏まえて設定（地域区分：その他地域）。

地域区分：その他地域

保育標準時間と保育短時間の比率は 7 : 3 と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価()	6,883千円	7,196千円	・保育標準時間への対応を基本額へ組み込み
処遇改善()	648千円(10%)	880千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(~)	3,284千円	3,946千円	・家庭的保育補助者加算、家庭的保育支援加算 ・賃借料加算(C地域標準)を追加
加算部分2(~)	0千円	270千円	・栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	10,815千円	12,291千円	・増加額: 1,476千円(13.6%)

< 小規模保育事業 > 公定価格の単価表に基づいた 1 事業所当たりの公定価格の総額・比較表

A 型・B 型は定員 12 人（6～19 人の中間）として、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

C 型は現行のグループ型小規模保育事業の平均的な定員規模（10 人）を踏まえて設定

小規模保育事業 A 型・B 型

	児童数	構成割合
1、2 歳児（6：1）	9 人	75.0%
乳 児（3：1）	3 人	25.0%
合計	12 人	100.0%

小規模保育事業 C 型

	児童数	構成割合
3 歳未満児（5：2）	10 人	100.0%
合計	10 人	100.0%

地域区分：その他地域

保育標準時間と保育短時間の比率は 7：3 と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価()	22,100 千円 (A 型) 17,739 千円 (B 型) 15,835 千円 (C 型)	23,043 千円 (A 型) 18,671 千円 (B 型) 16,865 千円 (C 型)	・保育標準時間への対応を基本額へ組み込み
処遇改善()	2,063 千円 (A 型・10%) 1,627 千円 (B 型・10%) 1,464 千円 (C 型・10%)	2,794 千円 (A 型・13%) 2,228 千円 (B 型・13%) 2,031 千円 (C 型・13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分 1(~)	4,769 千円	5,390 千円	・管理者設置加算 ・賃借料加算 (C 地域標準) を追加
加算部分 2(~)	0 千円	270 千円	・栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	28,932 千円 (A 型) 24,135 千円 (B 型) 22,068 千円 (C 型)	31,496 千円 (A 型) 26,559 千円 (B 型) 24,558 千円 (C 型)	・増加額：2,565 千円 (8.9%) (A 型) 2,424 千円 (10.0%) (B 型) 2,490 千円 (11.3%) (C 型)

< 事業所内保育事業（小規模保育事業B型の基準が適用される施設） > 公定価格の単価表に基づいた1事業所当たりの公定価格の総額・比較表

小規模保育事業B型の基準が適用される事業は12人（6～19人の中間）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定（地域枠は国で示す基準の下限に設定）。

	児童数	従業員枠	地域枠	構成割合
1、2歳児（6:1）	9人	6人	3人	75.0%
乳児（3:1）	3人	2人	1人	25.0%
合計	12人	8人	4人	100.0%

地域区分：その他地域

保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価()	15,846千円	16,633千円	・保育標準時間への対応を基本額へ組み込み
処遇改善()	1,627千円(10%)	2,221千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(~)	4,769千円	4,900千円	・管理者設置加算
加算部分2(~)	0千円	270千円	・栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	22,242千円	24,024千円	・増加額:1,782千円(12.6%)

< 居宅訪問型保育事業 > 公定価格の単価表に基づいた 1 事業所当たりの公定価格の総額・比較表
 保育短時間認定子どもの利用と仮定（地域区分：その他地域）。

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価()	4,126千円	4,144千円	
処遇改善()	412千円(10%)	538千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(~)	0千円	0千円	
加算部分2()	0千円	150千円	・第三者評価受審加算を追加
合計	4,537千円	4,832千円	・増加額:295千円(6.5%)

< 参考 > 公定価格（仮単価）の設定に関し指摘された主な課題への対応

1．認定こども園の公定価格（2・3号給付）と保育所の公定価格（2・3号給付）との関係

事項	前回までの整理	対応
学校歯科医 (基本額)	幼・認: 嘱託費用を計上 保: 特になし	➤ 保育所にも嘱託歯科医手当に相当する額を基本額に計上
副園長 ・教頭(加算)	幼・認: 職員配置基準上の教諭との人件費差額を加算 保: 特になし	➤ 2・3号のみの幼保連携型認定こども園に関しては設けないこととして、保育所と均衡を図る。
年齢別学級 編制(基本額)	幼・認: 学級編制に必要な教諭の人件費を計上 保: 特になし	
事務職員 (基本額)	幼・認: 常勤1人分 + 非常勤週2日分 2・3号のみの認定こども園は、保育所の対応 + 非常勤週2日分(合計: 非常勤週7日分) 保: 非常勤週3日分(基本額) + 非常勤週2日分(加算)	➤ 原案通り

2．認定こども園関係

事項	前回までの整理	対応
管理者 (基本額、加算)	1施設当たり、園長1人分の人件費を基本額に計上 副園長1人分の人件費を加算により計上	➤ 原案通り
主幹保育教諭 (基本額)	1施設当たり、主幹保育教諭1人分の人件費、専任加算等を計上	➤ 1号給付と2・3号給付それぞれに主幹保育教諭の人件費、専任加算等を計上 2・3号のみの園は、原案通り(保育所と同じ)

3．地域型保育関係

事項	前回までの整理	対応
賃借料 (加算)	地域別の加算水準を設定 特別区等の大都市部で、小規模保育事業1ヶ所当たり、約3.5万円程度(月額)	➤ 民間の家賃水準を踏まえた地域別の加算水準に見直し 特別区等の大都市部で、小規模保育事業1ヶ所当たり、約10万円程度(月額)